

## 社会福祉法人新和会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新和会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の額)

第2条 役員には勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

2 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合、1回につき7,000円を支給する。なお、理事長及び常勤理事においてはこの限りではない。

3 監事に対する報酬は、監査会に出席した場合、1日につき10,000円を支給する。ただし、監査会立会人にて出席した場合は7,000円を支給する。

4 理事長及び常勤理事の報酬は、実務状況・出勤状況を勘案し下記の金額を上限とする。

理事長 月額報酬 100,000円

常勤理事 月額報酬 50,000円

5 役員等の報酬は、下記の金額の範囲内で支給することができる。

理事・監事 年額 500万円

評議員・評議員選任・解任委員 年額 100万円

### (報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

2 理事長及び常勤役員等の報酬の支給時期については、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、その前日に繰り上げるものとする。

3 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合にはその金額を控除して支給する。

### (報酬等日割り計算)

第4条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合には、その月までの報

酬を支給する。

5 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、当法人が別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(準用)

第6条 この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、職員の例による。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(その他)

第8条 この規程の運用上必要な事項については、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

2 この規程の改廃を必要とするときは、評議員会の決議を経てこれを行う。

附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年9月27日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年2月21日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年6月26日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年6月25日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年6月22日から施行する。